

# やるべきことの「見える化」で あなたの挑戦は 成功に近づきます。

広島県では全業種の中小企業を対象に、

1 新商品の開発又は生産

2 新役務の開発又は提供

3 商品の新たな生産  
又は販売の方式の導入

4 役務の新たな提供の方式の導入

5 技術に関する研究開発  
及びその成果の利用

6 その他の新たな事業活動

上記の「新たな取り組み」を行う企業の策定した **「経営革新計画」**

を承認し、その「新たな取り組み」の支援を行っています。

計画を策定し  
県の承認を  
受けると…

- 今後の経営方針や具体的な経営目標が「見える化」されます。
- 各種公的支援施策活用の可能性が広がります。
- 取引先や金融機関からの信用力アップが期待できます。

など貴社にとってさまざまなメリットが期待できます。

## 計画承認企業への各種支援メニュー

計画の承認を受けると計画期間中に次のような支援制度を活用できます。

(ただし、支援措置を保証するものではなく、それぞれの支援機関における審査が必要となります。)

- 県費預託融資制度 (民間金融機関を通じた低利融資)
- 信用保証協会による信用保証の特例
- 政府系金融機関による低利融資制度
- 高度化融資制度
- 食品等流通合理化促進機構による債務保証
- 中小企業投資育成株式会社の特例
- 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置
- 中小企業総合展
- 販路開拓コーディネイト事業
- フォローアップ事業
- 新事業分野開拓事業者の認定制度

詳細・申請についてはウラ面をご覧ください。

# 経営革新計画の承認を受けるには

## 1 計画の内容が以下の「新たな取り組み」であること。

※「新たな取り組み」であれば、すでに他社で採用されている技術や方式を活用する場合でも、それが相当程度普及している技術・方式等の導入を除いて原則として承認対象となります。

内 容			
1	新商品の開発又は生産	2	新役務 <sup>※</sup> の開発又は提供
3	商品の新たな生産 又は販売の方式の導入	4	役務 <sup>※</sup> の新たな提供の方式の導入
5	技術に関する研究開発 及びその成果の利用	6	その他の新たな事業活動

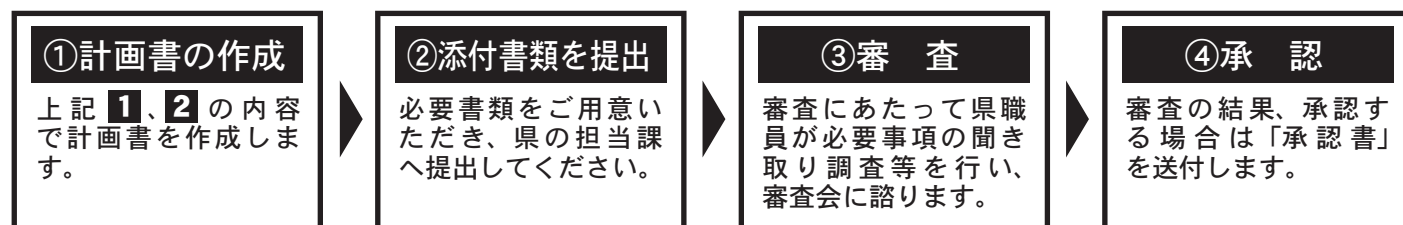
※役務…サービス

## 2 上記「新たな取り組み」内容に対する計画書の策定

※中小企業等経営強化法に基づき、「新たな取り組み」の「実現性がある数値目標」を具体的に定めた期間（3～5年間）で策定してください。また、条件①、②の両方を満たす必要があります。

		条件①		条件②
		付加価値額 (営業利益 + 人件費 + 減価償却費)	1人あたりの付加価値額 (付加価値額 ÷ 従業員数)	給与支給総額 (給料 + 賃金 + 賞与 + 手当等) の伸び率が、
事業 期間	3年の場合	のどちらかの伸び率が、		4.5%以上
	4年の場合	9%以上		6%以上
	5年の場合	12%以上		7.5%以上

## 3 申請から承認までの流れ



制度の詳細、必要書類のダウンロード等は県HPをご覧ください。 [広島県 経営革新計画 案内](#) [検索](#)

ご不明な点などは、お気軽にお問い合わせください。



申請先・  
お問い合わせ

広島県 商工労働局 経営革新課 ☎082-513-3371

〒730-8511 広島市中区基町10-52 ✉ syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp